

適正なコンクリート工事実施に関わる請負業者の遵守事項

1. 請負業者の責務

請負業者は、生コンクリートの品質確保において、工場から現場までの運搬管理が極めて重要であることを認識するとともに、現場到着以降の品質確保について責任を負うものとする。

請負業者は、施工計画書にコンクリート打設計画の記載にあたり、打設時の気温・コンクリート温度管理計画、投入高さ、気温に適した打ち込み・打ち重ね時間、型枠・支保工の取り外し時期を明記し、これに基づき、打設作業を行わなければならない。コンクリート圧送作業をする際には、ポンプ機種等を含めたコンクリートの打設計画を記述すること。

2. 品質及び施工管理に関する事項

(1) 生コンクリート工場の選定に関することについて

生コンクリート工場の選定については、「土木工事共通仕様書（案）」[最新版]に基づき選定すること。

生コンクリート注文の際、水セメント比指定を満足させるための呼び強度を JIS 規格に定めるものの中から選定すること。なお、粗骨材最大寸法が 25mm と表記されているものは、25mm 又は 20mm とする。これ以外による場合は、配合計画書及び基礎資料を確認のうえ、使用するまでに監督職員へ提出しなければならない。

生コンクリート納入は、厳正な品質管理と安定供給ができるようにすること。

(2) 生コンクリート運搬に関することについて

- 1) 道路交通法等関係法令を遵守すること。
 - 2) 現場までの運搬ルートにおいて、大型車規制等の規制対象範囲がないか確認すること。
 - 3) 生コンクリートの運搬にあたって、トラックアジテータ（大型）からトラックアジテータ（小型）に積み替える行為については、コンクリートの品質を損なうおそれがあるので禁止する。
 - 4) 生コンクリート納入時には、過積載が行われないよう主任技術者等責任者が必ず立会い、伝票等で過積載のないことを確認すること。
 - 5) 現場で使用されず不要となり運搬車ドラム内に残った生コン（以下、「残コン」と略称）で商品として不要になったものは、産業廃棄物の「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適切に処理すること。
- ・他者の産業廃棄物を業として処理する場合、地方公共団体の許可を取得する必要がある。

- ・コンクリート圧送作業後にコンクリートポンプ内で発生する残コンは、廃棄物に当たり、産廃収集運搬許可のない圧送業者がコンクリートポンプ車で持ち帰る（運搬する）ことは法令違反となる。

(3) 施工に関することについて

- 1) 原則として、土曜日、日曜日、祝日の生コンクリート打設は行わない。やむを得ず打設する場合には、監督職員と協議し、了解を得ること。
- 2) 加水及び加水の疑いが生じるような行為を行わないよう下請業者及び生産者(生コンクリート工場)を指導すること。なお、生コンクリート運搬車の洗浄は、加水行為と疑われないように注意するとともに、生コンクリートの打設前は洗浄しないこと。
- 3) 生コン運搬車を現場内で洗浄しようとする場合、洗浄水が打設中のコンクリートに混入しないよう配置計画するとともに、生コン運搬車の洗浄設備（洗浄水受け等）を設け、洗浄水は適切に処理すること。生コン運搬車の水洗いは、運搬経路上など洗浄設備のない場所では行わないこと。
- 4) 降雨、降雪時の生コンクリート打設は原則行わないものとする。ただし、少雨であり、かつ十分な降雨対策を行い、生コンクリートを打設する場合には、監督職員と協議すること。
- 5) 生コンクリートをポンプ打設する際には、現場状況に応じた適正なポンプ車(能力に余裕のある機種等)を使用すること。また、ポンプ打設に関わる適正資格(圧送施工技能士等)を有する業者が施工すること。

コンクリートのポンプ施工指針 [2012年版] には、『コンクリートポンプによる圧送作業を行う圧送技能者は、労働安全衛生法の「特別教育」を受けた者で、かつ、厚生労働省の「コンクリート圧送施工技能士」の1級または2級の資格を保有するのが基本である。また、これらの資格を有するとともに、(社)全国コンクリート圧送事業団体連合会が行う当該年度の全国統一安全・技術講習会を受講している者を配置するのがよい。』と解説に記載されている。

- 6) コンクリートを打設する時は必ず1回／1構造物、段階確認と同様に監督職員に連絡を行うこと。

3. 遵守事項が守れなかった場合の措置

(1) 品質に関わる措置

生コンクリートの加水行為が判明した場合は、当該構造物の除去等の改善措置を講じること。なお、加水行為を行った生コンクリート工場は、当該工事において使用しないものとする。

(2) 運搬に関わる措置

運搬に関わる遵守事項が守れなかった場合には、速やかに改善措置を講じること。

(3) その他の品質確保に関わる措置

その他の品質確保に関わる遵守事項が守れなかった場合、監督職員は、必要な措置を取るよう請負業者と協議を行い、再発防止に向けて改善指示等を行う。

4. 改善措置の確認及び費用負担

(1) 改善措置計画等が確認されるまで、コンクリート打設工事は中断するものとする。

(2) 調査、試験、改善計画、工事中断にかかるすべての費用は、請負業者の負担とする。

5. 工事成績への適切な評価

違反行為が生じた場合、発注者は工事成績点に厳格かつ適切に反映する。